

2019
8/23 5時

令和元年8月21日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官

平成31年(行コ)第72号各不当利得返還請求権等行使請求控訴事件(原審・静岡地方裁判所平成29年(行ウ)第4号(甲事件), 同第27号(乙事件))

口頭弁論の終結の日 令和元年6月5日

判 決

静岡市葵区

控訴人兼被控訴人(以下「控訴人」という。)

同 所

控訴人兼被控訴人(以下「控訴人」という。)

控訴人ら訴訟代理人弁護士 藤 森 克 美

静岡市葵区追手町5番1号

被控訴人兼控訴人(以下「被控訴人」という。)

静岡市長

	田	辺	信	宏
同訴訟代理人弁護士	渡	邊	高	秀
被控訴人指定代理人	高	田	和	昌
同	加	藤		豊
同	寺	西	佳	奈
同	平	野	玲	央
同	安	陪	浩	子
同	森	井		聡
同	鈴	木	高	美
同	遠	藤	泰	久

主 文

東京高等裁判所

- 1 被控訴人の控訴に基づき、原判決中、被控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 上記部分に係る控訴人らの各請求をいずれも棄却する。
- 3 控訴人らの各控訴をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1, 2審を通じ、控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 控訴人ら

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 被控訴人は、自由民主党静岡市議会議員団（平成21年4月3日結成、平成25年3月31日解散）に対し、70万0630円及びこれに対する平成25年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。
- (3) 被控訴人は、自由民主党静岡市議会議員団（平成25年4月4日結成、平成29年3月31日解散）に対し、377万0340円及びこれに対する平成26年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員、573万0120円及びこれに対する平成27年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員、236万5780円及びこれに対する平成28年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員並びに288万5256円及びこれに対する平成29年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。

2 被控訴人

- (1) 原判決中、被控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記部分に係る控訴人らの各請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

- (1) 甲事件は、静岡市の住民である控訴人らが、平成21年4月3日に結成し、平成25年3月31日に解散した自由民主党静岡市議会議員団（以下「旧々

自民党市議団」という。)及び平成25年4月4日に結成し、平成29年3月31日に解散した自由民主党静岡市議会議員団(以下「旧自民党市議団」といい、旧々自民党市議団と旧自民党市議団については、いずれも「自民党市議団」ともいう。)は、現在の静岡市に属する地区の出身で、静岡茶の祖とされる聖一国師に関する小冊子(以下「本件冊子」という。)を作成及び配布することを目的として、平成24年度に静岡市から交付を受けた政務調査費及び平成25年度から平成27年度までの間に同市から交付を受けた政務活動費を、条例等の定める政務調査費又は政務活動費の支出の要件を充たさないのに、本件冊子の作成のために違法に支出したため、静岡市に対してその支出額に相当する金員全額を損害賠償として支払い、又は不当利得として返還すべき義務を負うにもかかわらず、静岡市の執行機関である被控訴人は、その行使を怠っているなどと主張して、地方自治法(以下「法」という。)242条の2第1項4号に基づき、被控訴人に対し、自民党市議団に上記各年度の支出額に相当する各金員(平成24年度70万0630円、平成25年度377万0340円、平成26年度573万0120円、平成27年度236万5780円)及び各金員の支払日の翌年5月1日(各年度の収支報告書の提出日の翌日)から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求するよう求める住民訴訟である。

(2) 乙事件は、控訴人らが、旧自民党市議団は平成28年度に静岡市から交付を受けた政務活動費を、条例等の定める政務活動費の支出の要件を充たさないのに、本件冊子の作成のために違法に支出したため、静岡市に対してその支出額に相当する金員全額を損害賠償として支払い、又は不当利得として返還すべき義務を負うにもかかわらず、被控訴人は、その行使を怠っているなどと主張して、法242条の2第1項4号に基づき、被控訴人に対し、旧自民党市議団に上記支出額に相当する金員288万5256円及びこれに対する金員の支払日の翌年5月1日から支払済みまで民法所定

の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求することを求める住民訴訟であり、甲事件に係る訴訟の係属中に提起されて甲事件に併合されたものである。

2 原判決の判断の概要等

原判決は、以下のとおり、要旨、本件冊子は、自民党市議団が、静岡市の偉人である聖一国師について調査研究した事項を、茶の歴史・文化に絡めて静岡市の住民に示すことを目的として作成したものとし、①平成24年度の本件冊子に係る支出については、市内配布分、市外配布分を問わず、これらの支出に関する経費は、政務調査費の使途基準のうちの「広報費」に該当する、②平成25年度から平成28年度にかけての本件冊子に係る支出のうち、市内配布に係る分については、政務活動費の使途基準の「広報広聴費」に該当するが、他方、市外配布に係る分については、政務活動費の使途基準の「広報広聴費」又は「調査研究費」のいずれにも該当しないとして、市外に配布されたものと証拠上認められる合計2332部の製作及び配布のために支出した費用合計46万5933円を自民党市議団は不当利得しているとして、控訴人らの請求を一部認容した。すなわち、

- (1) 本件冊子の作成の経緯に鑑みると、自民党市議団が、静岡茶の祖とされ、郷土の偉人ではあるが、知名度が高くなかった聖一国師という公共性があり、営利性のない文化資源について、調査研究の対象とすることは許容される。
- (2) 自民党市議団の議員らは、聖一国師についての調査研究した事項について、静岡市の基幹産業である茶の歴史・文化と聖一国師を絡めた、親しみを持ちやすい劇画本の本件冊子を作成して、広く市民に配布して、その調査研究の成果を市民に報告することとしたことが認められる。

そして、本件冊子の構成、内容を通覧すると、漫画の形式や図表、絵等を用いながら、親しみやすさと分かりやすさを追求しつつ、読者にとって、静岡市と茶の関係、茶文化の歴史等を知る有益な内容及び形式となっている

と評価できるし、また、自民党市議団による福岡市の視察等による聖一国師に関する調査研究が反映されているものと評価できる。

(3) 自民党市議団が静岡市の偉人である聖一国師について調査研究した事項を静岡市の住民に示すことを目的として作成された本件冊子の作成及び配布に係る費用のうち、静岡市内の団体や関係者に配布されたものについては、平成24年度のものは、政務調査費の使途基準のうちの「広報費」（調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、又は広報するために要する経費）の前段の経費として、平成25年度から平成28年度については、法改正に伴う新条例に定められた政務活動費の使途基準のうちの「広報広聴費」の「1 政務活動及び市政について住民に報告するために要する経費」に該当しないとはいえ、使途基準に反するものとは認められない。そして、住民に報告するための言語方法としては、日本語に限られないことからすると、本件冊子の日本語版についてのみならず、上記の目的に沿う形で作成された外国語版（英語版、フランス語版、中国語版）についても、「住民に報告するために要する費用」として、「広報費」ないし「広報広聴費」に当たり、議員としての議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性を有する。

(4) 他方、静岡市内以外に配布された本件冊子に係る費用については、平成24年度は、広報費の後段の「広報するために要する経費」（広報の対象者を限定していない）に該当しないとはいえ、使途基準に反するものとは認められないが、平成25年度から平成28年度においては、新たに制定された条例において定められた「広報広聴費」は、前記「広報費」のうち「広報するために要する経費」の部分が削除されており、静岡市の住民に報告するために要する経費に限り、政務活動費として支出することが許されたものと考えられるから、これらの費用については、政務活動費の使途基準に反する。

(5) もっとも、静岡市以外に配布された本件冊子に政務活動費が充てられた

としても、自民党市議団の議員らが、本件冊子を通じて、静岡市の魅力が市外あるいは海外にどのように伝わっているかを調査研究するために費用が支出されたものであれば、政務活動費の使途基準の「調査研究費」（議員の議会活動の基礎となる調査研究のための費用）に該当するとみる余地がある。しかし、実際に、自民党市議団の議員らが、本件冊子を配布して、聖一国師やお茶が静岡市の魅力として訴求力があるかどうか等について具体的に調査を行っていたと認めるに足りる証拠はなく、静岡市外へ配布するための本件冊子に係る支出が「調査研究費」に該当する支出として必要性・合理性があったということとはできない。

- (6) 結局、静岡市外に配布されたものと証拠上認められる本件冊子合計2332部（平成26年度及び平成27年度に配布されたもので、その内訳は、日本語版2054部、英語版269部及びフランス語版9部）に係る支出46万5933円（一冊当たりの単価185円に消費税を加えた金額に、2332部を乗じたもの）については、政務活動費の使途基準に反する支出であると認められ、自民党市議団は、同額の限度で法律上の原因なく静岡市の損失において利益を受けたことになるから、これに相当する額を不当利得として同市に返還すべき義務を負い、被控訴人が自民党市議団に対し、政務活動費の支出の要件を満たさないとした上記部分の作成のための支出額に相当する46万5933円及びこれに対する平成29年5月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求することを命ずる限度で、控訴人らの請求を認容した。

3 各当事者の控訴

原判決に対して、控訴人らは、被控訴人が自民党市議団に対し、本件冊子の作成のために支出した金額全額に相当する金員及び遅延損害金の支払を請求することを求めて控訴し、被控訴人は原判決が認容した部分の取消し及び同部分に係る控訴人らの各請求を棄却することを求めて控訴した。

4 前提事実

前提事実は、原判決の「事実及び理由」中の第2の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

5 関係法令等の定め

次のとおり補正するほか、原判決別紙「関係法令等の定め」に記載のとおりであるから、これを引用する。

原判決別紙関係法令等の定め「3 手引きの定め（本件手引き）」の「(1) 調査研究費」の（支出できないものの例示）の項の末尾（原判決59頁26行目の末尾）の次に以下のとおり加える。

「なお、本件手引きの調査研究費についての（備考）欄の記載によれば、調査研究のための管外出張、海外視察については、一定の要件の下で旅費が使途として認められる。」

6 争点及び争点に対する当事者の主張

争点及び争点に対する当事者の主張は、次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」中の第2の3及び4に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決7頁9行目の「原告の主張」を「控訴人らの主張」に改める。
- (2) 原判決12頁21行目の「平成28年度中」を「平成27年度中」に改める。
- (3) 原判決14頁4行目の「既存のもの」を「過去に他の議員らの調査研究の対象となったもの」に改める。
- (4) 原判決15頁15行目の「認知度を高め、」の次に「コンパクト・デザインシティ研究会の1つの提言である」を加える。
- (5) 原判決16頁1行目の「また」から同4行目の「見込まれた上」までを、以下のとおり改める。

「また、平成27年度末にされた日本語版3000部の増刷については、残

部数が少なくなり、増刷しなければ同年度末までに日本語版が品切れとなり配布に支障を来すことが見込まれた上」に改める。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

当裁判所の判断は、次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」中の第3の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決17頁19行目の「そして」から同20行目末尾までを次のとおり改める。

「同条例5条は、市民の役割として、『市民は、基本理念に基づき、静岡のお茶の伝統及び文化に関する理解を深め、静岡のお茶により、健康で潤いのある暮らしを築くよう努めるものとする。』と定め、また、同条例9条1項は『静岡のお茶に親しみ、静岡のお茶の伝統、文化、産業等について理解を深め、その魅力を国内外へ発信するため、お茶の日を設ける。』とし、同条2項の規定に基づき、静岡市長は、静岡茶の祖である聖一国師の誕生日に因み、11月1日をお茶の日として定めた。」

(2) 原判決19頁13行目から14行目にかけての「栃沢の住民が」から同行から15行目にかけての「撒いていたこと」までを「静岡市葵区栃沢の住民が、聖一国師の生家の沢で汲んだ水が、勢い水として鼻き山笠を担ぐ鼻き手の足元に撒かれていたこと」と改める。

(3) 原判決19頁16行目の「調査した。」の次に「自民党市議団は、この調査に要した旅費等159万4270円を政務調査費の「調査旅費」として支出した。」を加える。

(4) 原判決21頁7行目の「17名」を「15名」と、9行目の「承天寺」を「福岡市承天寺」にそれぞれ改める。

(5) 原判決21頁15行目から16行目にかけての「知った。」の次に「自民党市議団は、この調査に要した旅費等133万0140円を政務調査費の

「調査旅費」として支出した。」を加える。

(6) 原判決21頁17行目の「議員ら」の次に「9名」を加え、22行目の「考えた」の次に「。自民党市議団は、この視察に要した旅費170万9750円を政務調査費の「調査旅費」として支出した」を加え、23行目の「議員ら」の次に「9名」を加える。

(7) 原判決22頁1行目の「考えた」の次に「。自民党市議団は、この視察に要した旅費67万5460円を政務調査費の「調査旅費」として支出した。」を加える。

(8) 原判決29頁15行目冒頭から30頁16行目末尾までを、次のとおり改める。

「イ 本件冊子の日本語版について、平成25年度に1000部、平成26年度に計1万8000部、平成27年度に3000部、平成28年度に3000部の合計2万5000部が発行され、平成30年度までに2万4653部が配布された（甲4、5、6、7、8、10、12、13の5、17、乙17、弁論の全趣旨）。

本件冊子の英語版については、平成26年度に3000部、平成28年度に3000部の合計6000部が発行され、平成30年度までに3415部が配布された。

本件冊子のフランス語版については、平成26年度に3000部が発行され、平成30年度までに1807部が配布された。

本件冊子の中国語版については、平成28年度に3,000冊が発行され、平成30年度までに1138部が配布された。（以上につき、甲9、11、13の5、15、16、乙17、弁論の全趣旨）。

ウ 自民党市議団は、本件冊子の日本語版について、平成30年度までに合わせて文化振興課等の市当局に2911部、教育委員会や学校等の教育機関に1276部、福岡市関係に1949部、京都市関係に830部、観光

関係に890部、茶業関係に740部、地元関係に790部、市内団体に3029部、市外団体に300部、その他1万1938部（合計2万4653部）を配布した。

本件冊子の英語版については、平成30年度までに合わせて、農業政策課等の市当局に1179部、教育機関に15部、福岡市関係に9部、京都市関係に180部、観光関係に160部、茶業関係に300部、地元関係に95部、市内団体に575部、その他902部（合計3415部）を配布した。

本件冊子のフランス語版については、平成30年度までに市当局に637部、福岡市関係に9部、京都市関係に50部、茶業関係に327部、地元関係に55部、市内団体に130部、その他527部（以上合計1735部、この他配布先について資料がない平成28年度の72部を併せて1807部）を配布した。

本件冊子の中国語版については、平成30年度までに市当局に202部、教育機関に90部、京都市関係に50部、茶業関係に51部、地元関係に25部、市内団体に120部、その他600部（合計1138部）を配布した。（以上につき、甲13の5、21の4、乙17、弁論の全趣旨）」

2 判断

当裁判所は、以下に述べるとおり、本件各支出は、いずれも本件用途基準に合致しない違法なものということとはできないと判断する。

- (1) 政務調査費及び政務活動費に関する法令等の解釈、具体的な政務調査費及び政務活動費の支出が本件用途基準に合致するか否かについての主張立証責任踏まえた判断の手法、自民党市議団が聖一国師の調査研究を始めた経緯・目的等についての判断、本件冊子はその構成・内容や作成経緯等に照らして有益なものであるとの判断、そして、少なくとも、本件各支出の

うち、静岡市の住民に本件冊子を配布するための費用は、「住民に報告するための費用として「広報費」ないし「広報広聴費」に該当し、本件用途基準に反する支出ということができないとする判断等は、原判決の「事実及び理由中の第3の2の(1)ないし(3)及び(4)のAないしカ（原判決30頁17行目冒頭から42頁16行目末尾まで）記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、以下のとおりの補正を行う。

ア 原判決37頁7行目の「しようと、」の次に「平成20年12月」を加え、同7行目の「制定され、」の次に「静岡のお茶に親しみ、静岡のお茶の伝統、文化、産業等について理解を深め、その魅力を国内外へ発信するため」を加える。

イ 原判決39頁3行目の「消滅していた」を「なかった」に改める。

ウ 原判決40頁21行目の「表れていること」の次に「、花井の提案をすべて受け入れたものではなく、同人の提案を断った部分もあること」を加える。

エ 原判決41頁4行目の「消滅する」を「ない」に改める。

オ 原判決41頁9行目から10行目にかけての「調査研究した事項を静岡市の住民に示すことを目的として作成されたもの」を「調査研究の成果を冊子という形にして分かりやすく住民に報告するために作成されたもの」に改める。

カ 原判決42頁2行目の「調査研究した事項を静岡市の住民に示すことを目的として」を「調査研究の成果を静岡市の住民に報告することを目的として」に改める。

キ 原判決42頁9行目の「住民に配布されたものについては、」に続けて「少なくとも、」を加える。

(2) そして、平成25年度から平成28年度の本件冊子に係る支出のうち、静岡市以外に配布された分について、政務活動費の用途基準の「広報広聴費」

に該当しないとしても、少なくとも、同使途基準の「調査研究費」（市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費）に該当すると解するのが相当である。すなわち、

ア 「静岡市めざせ茶どころ日本一条例」からもうかがえるとおり、静岡茶の伝統、文化、産業等を守り、静岡茶の魅力を国内外に発信するための活動は、静岡市にとっても有益な活動であり、市議会における会派がそのような認識の下、静岡茶の歴史、文化等を調査研究することが政策立案、政策提言をする上で重要な意義を有するものであること、自民党市議団がそのような認識の下、静岡茶又はその祖とされる聖一国師の調査研究をし、聖一国師と縁のある福岡市などへの国内出張や中国への海外視察を行い、その旅費等の支出が政務調査費として認められてきたことは、前記認定事実のとおりである。そして、その調査研究から得た静岡茶やその祖とされる聖一国師にまつわるエピソードを、本件冊子を用いて静岡市の住民に向けて報告することは、静岡市の住民の静岡茶への理解を深めることを通じて、静岡茶の魅力を国内外に発信していくための礎となるという点で、上記条例の趣旨にも合致するものといえる。

イ また、調査研究の結果得られた上記のような静岡茶の歴史や他の地域との縁などを、本件冊子を用いて地元住民に対し報告するとともに、静岡茶と縁のある地の自治体や関係団体を含め静岡市外にも紹介することも、静岡市の住民への報告と同様、静岡茶の理解の涵養と魅力の発信という点でその趣旨を共通にしており、また、他方で、静岡市議会の議員会派として政策を立案していくことと合理的関連性があるものであるから、調査研究の一環としての一面も認められるというべきである。

ウ そして、本件冊子を通して、聖一国師や静岡茶が静岡市の魅力として訴求力があるかどうかを調査研究することも、調査研究としての必要性・合理性があると考えられるところ、このために、静岡市内のみならず、近隣

地や静岡市外の聖一国師と縁のある団体等に本件冊子を配布して、これを見た関係者等の反応を見たり、感想を求めたりすることは、今後の調査研究のためにも有用であるというべきであるが、その方法手段としては定まったものがあるわけではなく、必ずしも、体系的網羅的なアンケート調査などが必要というわけではない。

本件においては、証人石上の陳述書（乙４２）及び同人の証言によれば、自民党市議団は、聖一国師と縁がある福岡市や京都市、中国浙江省の関係者に対して、本件冊子を配布して、好意的な感想を得ていることが認められる。

エ 以上の諸事情を総合して考慮すれば、本件冊子を配布することは、調査研究の広報のみならず、調査研究の一環としての一面も有しており、静岡市外への本件冊子の配布に係る費用であっても、「調査研究費」（市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費）に該当し、その政務活動費の用途基準に反するとはいえないと解するのが相当である。

新条例は、政務活動費に充てることができる経費として、別表の項目の冒頭に「調査研究費」という科目（費目）を新たに掲げ、市の事務、地方財政等に関する調査研究等に要する経費というある程度包括的な内容を定めて、当該事案の具体的事情に照らし、議員の議会活動の基礎となる調査研究との間に合理的関連性が認められる行為に係る費用と認められるのであれば、経費としての支出を許容する趣旨を明示した趣旨と考えられるのであり、上記の解釈はこのような新条例の趣旨にも合致するものといえることができる。

これに反し、本件冊子の作成に係る支出のうち静岡市外での配布が想定される分の作成経費は、政務調査費又は政務活動費として許容されないと解するときは、その調査研究のために協力を得た静岡市外の個人や

団体（本件では、福岡市、京都市等）に対し、本件冊子を配布することもできなくなるところ、そのような、調査研究への協力への謝意や今後の調査研究への一般的な依頼の趣旨で行われる調査研究の成果物の交付も禁止されることになる解釈は、協力者への礼を失し、今後の調査研究に協力を得にくくなるという結果を招きかねず、社会通念に照らしても相当とは言えない。さらに、本件冊子の配布先によって、これに係る支出の適法性が左右されるということになれば、静岡市内に配布する予定で本件冊子を作成し、その費用を支出していた場合は、それは適法と認められると解されるが、その後、相当な年月を経てから、保管されていた本件冊子を何らかの事由で、静岡市外に配布すると当初は適法であったとされた支出が違法となる結果ともなり、地方自治体の財務に混乱が発生するおそれもないとはいえない。

オ なお、前判示のとおり、平成25年度から平成28年度の本件冊子の静岡市外への配布に係る費用については、「調査研究費」に該当すると解するのが相当であるところ、自民党市議団は、本件各支出については、その科目を、平成24年度分については「広報費」として（甲3）、平成25年ないし28年度分については、「広報広聴費」（甲4ないし12）としている。

このように当該支出について、自民党市議団が認定した科目（費目）である「広報広聴費」と「調査研究費」の科目（費目）は異なるものの、静岡市においては、費目ごとに支出の上限が決められていたり、費目ごとにその支出の手続きが異なっていたりするという事情も見当たらないのであって、自民党市議団がした費目の認定が異なることをもって、その支出の適法性は左右されないというべきである（最高裁判所平成25年1月25日第二小法廷判決・裁判集民事243号11頁参照）。

(3) 次に、平成27年度中の本件冊子の日本語版3000部の増刷について、

東京高等裁判所

控訴人らは、当該増刷は見込みがあつてのものではなく、本件冊子が宣伝や広告のために使われていることを裏付けるものである上、増刷に係る費用を支払ったのが平成28年3月28日であることからすると、当該年度の政務活動費の未消化分を充てたものと考えられ、翌年度以降の配布のための冊子の作成費用に充てることは許されない旨主張する。

しかし、新条例において、年度を超えて政務活動費を支出することが明確に制限されているものとはいえず、残部数が少なくなり、増刷しなければ、年度内にも日本語版が品切れとなり配布に支障を来すことが見込まれたこと（現に平成27年度末の残数は2450部であり、平成28年3月の増刷がなければ不足が生じたことがうかがえる（上記引用に係る認定事実(8)イ）や、配布先を市当局や学校関係、市内団体とするものが多く、4月の新年度期あるいは新茶の時期に本件冊子の配布が多数見込まれるという本件冊子の性質からすれば、平成27年度末に政務活動費を費消して本件冊子を増刷することは、政務活動費の趣旨に反するとまではいえないから、当該増刷が違法であるとはいえない。

したがって、控訴人らの上記主張は、採用することができない。

- (4) さらに、控訴人らは、本件冊子が、選挙対策として、自民党市議団の特定の議員の地元の後援者や後援団体を中心とした有権者へ配布された可能性があるとして主張するが、この主張を裏付ける客観的な証拠はなく、この主張を採用することはできない。
- (5) 以上によれば、本件各支出は、本件用途基準に反したものではないと認められる。そうすると、自民党市議団は静岡市に対し不法行為に基づく損害賠償責任を負う旨の控訴人らの主張は、その前提を欠くから理由がない。
- (6) なお、控訴人らは、平成27年度までの本件冊子の部数と政務調査費及び政務活動費の支出の合計額からすると、本件冊子は、単価約448円（1256万6870円÷2万8000冊）であるところ、自民党市議団がこれを

選挙区内で無償配布したことは、寄付行為の禁止条項（公職選挙法199条の2第1項）に反し、これにより静岡市に相当額の損害を与えたから、自民党市議団は、静岡市に対し、不法行為に基づく損害賠償義務を負う旨の主張をするが、本件冊子の配布が無償である以上、本件冊子の配布により静岡市が財産上の損害を被ったとはいえないから、控訴人らの主張は理由がない。

3 結論

以上によれば、自民党市議団は、静岡市から交付を受けた政務調査費又は政務活動費のうち本件冊子の作成に係る支出額に相当する金員を不当利得又は不法行為による損害賠償として同市に支払う義務を負わないから、同義務を負うことを前提に控訴人らが静岡市長に対し、自民党市議団に対して支払請求をすることを求める本件請求には理由がない。

したがって、控訴人らの本件請求は、いずれも棄却すべきところ、これを一部認容した原判決は相当でないから、被控訴人の控訴に基づき、認容部分を取り消して同部分に係る控訴人らの請求を棄却し、本件冊子の作成に係る支出は全部違法であるとして支出額全額に相当する金員の支払を被控訴人に請求をすることを求める控訴人らの控訴は理由がないから棄却するのが相当である。

よって、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第23民事部

裁判長裁判官

白石 哲

裁判官

加本 牧子

裁判官金子修は、転官のため署名押印することができない。

東京高等裁判所

裁判長裁判官

白石哲

東京高等裁判所

これは正本である。

令和元年8月21日

東京高等裁判所第23民事部

裁判所書記官 海野喜克郎

